

秋ト協第163号  
令和3年9月6日

会 員 殿

(公社) 秋田県トラック協会  
会長 赤上信弥

令和3年秋の全国交通安全運動について

平素は、協会の事業運営に何かとご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、秋の全国交通安全運動が、9月21日～9月30日までの期間実施されます。今回は、「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保」、「夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上」、「自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底」、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」を重点項目として行われます。

今回の運動に際して、東北運輸局から実施計画が示されましたので、当業界に関係する部分のみを抜粋しましたので、各事業所において積極的に取り組みをお願いします。

記

1. 事業用自動車等の安全運行の確保

- ①運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底すること。
- ②過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底すること。
- ③乗務中の携帯電話による通話や、スマートフォンの操作を絶対に行わない

よう、また横断歩道において歩行者を優先するよう徹底すること。

- ④運転者に対し、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。
- ⑤子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。
- ⑥飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し飲酒運転の絶無を図ること。
- ⑦覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。
- ⑧夕暮れ時における前照灯の早めの点灯、及び暗い道等での走行用前照灯（上向き）とそれ違い用前照灯（下向き）の小まめな切替えを励行すること。
- ⑨車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。
- ⑩進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を充分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。
- ⑪追突事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策の強化を図ること。
- ⑫乗務員に対する適正なシートベルトの着用の徹底を指導する。

以上